

## 日中サービス支援型グループホームの開設について

### 1 制度概要

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）が創設された。

重度の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本とし、事業指定の申請時には、事前に協議会等に対して運営方針や活動内容等を説明し、協議会等の評価を受ける必要がある。葛飾区では地域生活支援部会で実施することとしたい。

### 2 日中サービス支援型グループホームとは

- ・世話人による、家事など日常生活上の援助
- ・生活支援員による、食事や入浴、排せつなど介護
- ・ユニットごとに職員の配置が常時必要
- ・併設型または単独型短期入所を必ず設置
- ・地方公共団体が設置する協議会等からの定期的な評価を受け、サービスを提供（事前に協議会等の評価を受ける必要がある）
- ・夜間支援従事者を夜勤職員としてユニットごとに必ず配置

### 3 提案事業者

- ・
- ・ 指定前の事業所開設にかかる協議のため、法人名は掲載していません。
- ・

### 4 今後の予定

地域生活支援部会にて説明・評価（令和6年7月）